

氏名(本籍)	池田賢一(岩手県)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博乙第1,484号		
学位授与年月日	平成11年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	フランスにおける移民子弟教育政策の展開過程に関する研究 —異文化対応を中心として—		
主査	筑波大学教授		桑原敏明
副査	筑波大学教授	教育学博士	天野正治
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	田中統治
副査	筑波大学教授	教育学博士	堀和郎
副査	筑波大学助教授	教育学博士	窪田眞二
副査	筑波大学教授	学術博士	斎藤佐和

論文の内容の要旨

- 1) 本論文は、序章、本論5章、終章よりなり、本文234頁、付録10頁(1頁1200字)の分量である。
- 2) 「序章 本研究の課題、研究方法、意義」では、本研究を、文化衝突の場としての学校の「豊かさ」を引き出す方法いかんという筆者の大きな探究課題の一環に位置づけ、本研究のフィールド(=フランス)、視点(=移民子弟のもつ異文化の取扱)・目的(=70年～現在の展開過程の解明)・方法(=通達を中心とする政策の論理的分析)について述べ、先行研究をレビューし、本論文のオリジナル・ポイントを明確にした。
- 3) 「第1章 フランスの移民問題」では、フランスにおける移民の特徴(=マグレブ諸国から経済成長期に導入、オイルショック後定住)を述べた後、移民子弟の問題(=生活環境の貧困、学業不振)が重要な社会問題となったことを明らかにした。
- 4) 「第2章 学校教育における同化と異文化理解の共存」では、フランス語学習に重心をおいた移民子弟教育が、70年代半ばから母語・母文化教育への保障に移行し、やがて、移民子弟の有無に関係なくすべての学校で第三世界の文化を学習し、フランス文化の相対化によって新しい共生社会を創造する政策へと転換することを明らかにした。
- 5) 「第3章 移民的要素の希薄化」では、80年代後半の入門学級の例外措置化、移民子弟担当教員養成の変化を経て、89年のジョスパン教育改革法期には、移民子弟が「移民子弟」から「言語的文化的理由で学業困難に直面している子ども」に括られ、移民子弟ゆえに特別な措置がとられることがなくなったことを明らかにした。
- 6) 「第4章 公私の峻別と市民による社会統合」では、しかし、移民子弟の異質性への対応が必要でなくなったわけではなく、イスラム教徒子弟のスカーフ着用問題や、統合高等審議会答申などに見られるように、公私2元論(公の生活場面では共和国の理念、私生活の場面では民族性尊重)と市民性獲得の教育(人権教育)のなかで、異文化への注目としてよりも「恵まれない」ものの人権という観点から処理されることになったことを明らかにした。
- 7) 「第5章 学校時再調整政策の展開過程」では、一方、放置できない移民子弟の問題(=先述)は、修学リズム政策の中で学校時間再調整の問題として対応されていることを明らかにした。学校生活を生活全体の一部と捉えることにより、学業の成功は、学校・生活双方の文化環境の整備と時間配分により、「恵まれない」環

境にある子どもにもいっそう保障されると考えられたのである。

8)「終章 まとめと今後の研究課題及び日本への示唆」では、本論文によって明らかにされたことを総括し、異文化衝突の場としての学校の意義を引き出す学校改革についての日本への示唆に言及し、最後に、今後の研究課題を明確にした。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、著者ならではのオリジナルな着想のもと、フランスの最近30年間の移民子弟教育政策が、同化教育→異文化間教育→差異化教育による共通価値の習熟、へと展開したこと、先行研究のない1980年代後半以降は、移民子弟教育における「異文化」への「希薄化」がみられること、しかし移民子弟問題が放棄されたわけではなく、すべての子どもの教育の視野のもとに「修学リズム」として統括されていること、を発見した。

これらの発見は、30年間の「通達」を悉皆分析するとともに、背景や要因に深く踏み込んで考察することによって、得られた。

最後に、豊かな構想力・表現力によって、フランスの現在の到達点は、日本をも含む現代世界の教育課題にとって極めて有意義であることが、示された。

本論文は、論理の緻密さ、国際比較の観点など、なお改善すべき余地はあるが、着想とデータ収集にオリジナリティがあり、適切な方法と考察になって、研究目的を完全に達成し、学位論文の水準に十分に達しているといえることができる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。